○奄美市奄美振興会館条例

別表(第6条関係)

1　ホール使用料

区分			金額(円)
			1時間当たり
入場料その他これに類する金銭を徴収しない場合		平日	10,400
		土・日曜日及び休日	12,800
入場料その他これに類する金銭を徴収する場合	500円未満の入場料を徴収する場合	平日	12,100
		土・日曜日及び休日	15,300
	500円以上1,000円未満の入場料を徴収する場合	平日	13,500
		土・日曜日及び休日	16,600
	1,000円以上2,000円未満の入場料を徴収する場合	平日	15,500
		土・日曜日及び休日	19,100
	2,000円以上3,000円未満の入場料を徴収する場合	平日	20,700
		土・日曜日及び休日	25,500
	3,000円以上の入場料を徴収する場合	平日	31,100
		土・日曜日及び休日	38,300

備考1　「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。

2　入場料その他これに類する料金に段階があるときは、最高の額を入場料その他これに類する料金の額とする。

3　準備、練習等のためにホールを利用する場合は、使用料に次の割合を乗じて得た額とする。

(1)　ホールを利用して公演する場合　3割

(2)　前号以外の場合　5割

4　冷房の装置を利用する場合は、1時間につき5,500円を徴収する。

2　ホール以外の施設使用料

区分		金額(円)
		1時間当たり
ホール附属施設	第1楽屋	210
	第2楽屋	210
	第3楽屋	210
	第4楽屋	210
	第5楽屋	290
	第6楽屋(和室)	260
	第7楽屋	220
	第8楽屋	220
	第1リハーサル室	960
	第2リハーサル室	680
	練習室	470
	音楽専用室	870
	浴室	250
	シャワー室	160

	第1会議室	630
	第2会議室	720
	和室	910
	茶室	810
	ギャラリー	630
	ホワイエ	1,260
	ロビー	790
	展示コーナー	470
	野外ステージ	470
	1万人広場	210

備考1　1万人広場を商業宣伝、営業又はこれに類する目的で利用する場合の1時間当たりの使用料は、2,390円とする。

2　冷房の装置を利用する場合は、ホワイエ、ロビー及び展示コーナーは、1時間につき5,500円を徴収する。その他の施設については、使用料の3割を徴収する。ただし、楽屋については除外する。

3　附属設備の使用料

次の表に掲げる附属設備の使用料は、規則で定める設備の単位に応じ、各利用区分(午前9時から午後9時30分までの区分を除く。)ごとに右欄に定める限度額の範囲内において規則で定める額とする。

設備の種類	限度額(円)
舞台設備	11,000
照明設備	8,800
音響設備	11,000
映写設備	11,000
楽器	11,000
その他の設備	11,000